

3

提案→採択→評価のスケジュール

	提案者	市民予算枠審査委員会	行政(総合政策G)
	<p>通常版の場合は、 まちづくりパートナー登録申請 ↓ 市の事業担当グループと相談・調整 ・協働して行う取組みの内容を考え、提出書類を整える。</p>		
12月	<p>12月末 市民予算枠事業（協働推進型） 提案書を市へ提出</p>		<p>2月上旬 書類審査</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案書を基に、書類審査を行います。 プレゼンテーションが必要な場合には提案者へ連絡します。
1月			
2月			<p>2月中旬～下旬 市民予算枠事業審査委員会(審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案書を基に審査を行います。市民予算枠事業審査委員会が求めた場合には、提案者によるプレゼンテーションも実施します。
3月			<p>提案者へ 審査結果通知</p>
4月	交付金の申請		<p>交付金の交付</p>
5月			<p>審査結果の公表</p>
6月			
7月			
8月	事業の実施		<p>活動等を見学・参加</p>
9月			
10月			
11月			
12月			

既に事業を実施されている
提案者のスケジュール

	提案者	市民予算枠審査委員会	行政(総合政策G)
1月	<p>1/中旬 市民予算枠事業（協働推進型） 中間実績報告書を市へ提出</p>		
2月	<p>2月中旬～下旬 市民予算枠事業審査委員会(評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民予算枠事業審査委員会による評価を行います。 ・市民予算枠事業審査委員会が求めた場合には、提案者によるプレゼンテーションも実施します。 <p>※若者応援版・通常版の提案3年目事業は、市民予算枠事業審査委員会による評価を行いません。</p>		
3月	<p>3月上中旬 市民予算枠事業（協働推進型） 実施計画書を市へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者応援版・通常版は評価の結果に応じて、最長3年間、無審査で事業を継続することができます。 ・継続する場合は、翌年度の実施計画書を提出していただきます。 ・継続版は毎年審査いただく必要がります。 	<p>提案者へ 評価結果通知</p>	
4月	<p>4月中旬 (又は事業完了から15日以内) 市民予算枠事業（協働推進型） 完了報告書を市へ提出</p>		
5月			<p>成果（評価結果）公表</p>